平成２７年（フ）第１６号
青森県三戸郡階上町大字鳥屋部字下屋敷21番地１、前住所青森県八戸市沼館２丁目10番１号
債務者　福岡　香代
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
千葉市中央区浜野町930番地１　ドルチェ102号
債務者　西村　浩二
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
千葉市中央区今井３丁目９番７号　パークサイドアベニューⅠ―203号
債務者　樋口　亮太
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
千葉市若葉区若松町982番地７
債務者　小林　一一
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
千葉市稲毛区柏台１番５棟806号
債務者　高井　秀樹
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
千葉市花見川区花見川９番13棟304号
債務者　岩井　節子
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１号
千葉県船橋市浜町１丁目12番９―303号
債務者　萩原　重義
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３号
千葉県八千代市高津470番地　キャッスルマキⅠ―Ｅ号
債務者　山口　知美
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４号
千葉県船橋市前原西４丁目８番17号　カーサフロール津田沼207号
債務者　阿部　慶仁
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４９６号
大阪府八尾市高美町１丁目２番９号
債務者　小俣　昌美
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９９号
大阪市旭区清水３丁目４番７号
債務者　玉岡　功次
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１４号
大阪市中央区島之内１丁目11番22―313号
債務者　山田　博之
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１７号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目１番７号301
債務者　中村　清枝（旧姓市川）
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５６号
大阪市福島区大開４丁目３番３―911号
債務者　谷　　浩司
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５８号
大阪府東大阪市玉串町東２丁目８番16号　カーサフローラ202号室
債務者　亀田侑希美
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０３号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―702号
債務者　松本　梅雄
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６０４号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―702号
債務者　松本葵美枝
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６６４号
大阪市平野区喜連西３丁目18番２―1017号
債務者　新田　剛史
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部